

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="font-size: small;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目 次

告 示	ページ
○障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	1
○障害者自立支援法施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 (")	1
○保安林の指定予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
○道路の区域変更 (4件) (道 路 課)	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3

告 示

高知県告示第631号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。
平成20年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名 (担当している自立支援医療の種類に関するもの)	診療科において担当している自立支援医療の種類	指定年月日
高知調剤薬局田井店	土佐郡土佐町田井1489-1	/	/	平成20年8月

					1日
具同なのはな薬局	四万十市具同田黒二丁目12-48	/	/	/	平成20年9月1日

高知県告示第632号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

平成20年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名 (担当している自立支援医療の種類に関するもの)	診療科において担当している自立支援医療の種類	業務の廃止年月日
久保田薬局	土佐市宇佐町宇佐1801-3	/	/	平成20年6月30日
川村薬局	四万十市中村天神橋26	/	/	平成20年8月31日

高知県告示第633号

平成20年9月高知県告示第594号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を大川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成20年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所
土佐郡大川村上小南川6番屋敷
イ 氏名
宮田 丑造
- (2)ア 登記簿記載の住所
土佐郡地蔵寺村東石原1913番地
イ 氏名
仁井田 和太郎
- (3)ア 登記簿記載の住所
愛媛県宇摩郡豊岡村大字豊田104番地
イ 氏名
鈴木 権七

2 保安林に指定する予定の通知の要旨

- (1) 保安林予定森林の所在場所
土佐郡大川村上小南川字地立林184の1、185、186の1、299の1、299の3、299の5、299の7、299の8、299の10、299の13、字東妙ガ191の1・198（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、191の3、194の2、195の1、字妙ガ170、174、297の4、298の1、298の3、字栃ノ内204、205の1、209の1、211、212、302の1、303の2、字川口308の1から308の3まで、311の1
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第634号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 高岡郡中土佐町常賢寺

- (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡中土佐町久礼字奥ノ谷	1949
2	〃 〃 〃 字ヲクノ谷	7577-イ
3	〃 〃 〃 〃	7574-3

4	” ” ”	字スミノ谷	7573
5	” ” ” ”		7569
6	” ” ” ”		7568
7	” ” ” ”		7566-1
8	” ” ” ”		7566-7
9	” ” ”	字上土居屋式	2073-2

(2) 区域

標柱1から8までを順次に直線で結んだ線、標柱8と9を町道長沢線に沿って結んだ線及び標柱9と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

2 高岡郡中土佐町大野見梅ノ木谷

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡中土佐町大野見吉野	50-1
2	” ” ”	”
3	” ” ”	44
4	” ” ”	42
5	” ” ”	31-3
6	” ” ”	9

(2) 区域

標柱1から4までを順次に直線で結んだ線、標柱4と5を町道吉野線に沿って結んだ線、標柱5と6を直線で結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

3 高岡郡津野町石神成

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡津野町永野字堀切	612-2

2	” ” ”	字上ミサコ	600-3
3	” ” ”	字竹ノハナ	592-1
4	” ” ” ”		”
5	” ” ”	字立山	565-5
6	” ” ” ”		875-2
7	” ” ”	字石神	516-2

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1を国道197号に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年10月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 春野赤岡
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市吉川町吉原字 浜口677番1から 香南市吉川町吉原字 四反地144番4まで	前	8.6 ∩ 13.6	380
	後	13.1 ∩ 20.1	380

高知県告示第636号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年10月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市奈路字サルワ タリ54番2	前	9.0 ∩ 11.0	54
	後	9.0	54

高知県告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年10月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大豊物部
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市物部町柳瀬字 六万左右ノ上237番 1から 香美市物部町柳瀬字 沖根3477番3まで	前	4.7 ∩ 21.5	140
	後	11.0 ∩ 39.0	140

高知県告示第638号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年10月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 日ノ御子土佐山田
 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町白川字 高瀬272番1から 香美市香北町白川字 四坊561番4まで	前	3.5 } 11.6	142
	後	5.7 } 17.5	142

 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年10月17日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成20年6月16日 20高幡土第1号	四万十市岩田字仁井 澤222番の2ほか	四万十市右山天神 町9番24号 新都市不動産 代 表者 高畑 勉